

事 務 連 絡

平成30年5月1日

市内 指定障害福祉サービス事業者等 管理者 各位

健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長

指定障害福祉サービス事業者等及び児童福祉法に基づく指定通所支援等に係る
届出手続きの運用について(通知)

日頃より本市福祉行政に御協力いただきありがとうございます。

標記の件については、平成18年障発第1031001号及び平成24年障発第0330第16号(以下「当該通知」という。)において、届出手続きの運用に関して、届出の受理、届出事項の公開、届出事項に係る事後調査の実施等について留意事項が示されているところです。

当該通知においては、届出の受理後においても届出事項に係る事後調査の実施を行うこととされています。平成30年4月6日付け30川健障計第78号及び第79号にて通知し、各事業所から提出のあった平成30年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書及び児童福祉法に基づく障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出書についても、当該通知に基づき届出手続きの運用を行うことといたしますので、御承知くださいますようお願いいたします。

障害計画課事業者指定担当

TEL 044-200-2927

FAX 044-200-3932